

平成16年度における食品の水銀対策行動計画

1. 背景

- (1) 昭和48年にマグロやカジキ類等を除いた魚介類について総水銀の暫定的規制値が定められ、流通等の自主規制が実施されている。
- (2) 平成15年6月に厚生労働省は、薬事・食品衛生審議会の部会の審議に基づいて、胎児の神経発達への影響を防止する観点から、総水銀濃度が高いサメ、メカジキ、キンメダイ、クジラ類の一部（ツチクジラ、バンドウイルカ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ）を中心に、妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項を公表した。
- (3) 一方、国際的なリスク評価機関である FAO/WHO 合同食品添加物専門家会合(JECFA) が、平成15年にメチル水銀のリスク評価を行い、胎児の神経発達への影響の可能性に関する調査研究に基づきメチル水銀の暫定耐容週間摂取量（PTWI）を 3.3 μ g/kg 体重から 1.6 μ g/kg 体重にした。
- (4) 本年3月に開催されたコーデックス食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）における議論の結果、1991年に作成された魚類のメチル水銀のガイドラインの改訂またはその他のリスク管理措置の実施についての検討が行われることとなり、日本を含む起草グループによりディスカッションペーパーが作成され、来年の CCFAC で議論されることとなった。
- (5) このような状況を踏まえ、農畜水産物の総水銀及びメチル水銀濃度の実態や国内外の情報に基づいたきめ細かなリスク管理が必要となっている。

2. リスク管理の当面の進め方

- (1) 農水産物中の水銀濃度実態の把握。
- (2) 諸外国の情報、特に魚類中のメチル水銀のリスク管理対策に関する情報の収集。
- (3) コーデックス委員会における魚類中のメチル水銀のリスク管理措置に係る検討への参画。
- (4) 以上の情報を国民に適切に提供することに加え、厚生労働省等と連携して魚食に関するリスクコミュニケーションを推進。

3. リスク管理における留意事項

- (1) 消費者や食品産業などに対し、食品中の総水銀及びメチル水銀濃度・摂食状況の実態に関する正しい理解を促進し、流通・消費段階における混乱を可能な限り避けること。
- (2) リスクコミュニケーションの実施に当たっては、国際的な水銀対策の現状を把握した上で、厚生労働省等と連携しつつ、消費者をはじめとした関係者の参画の下に進めること。

○ 水銀対策の行動計画（１６年度）

活動内容	４～９月	１０～３月	備考（１７年度以降の予定を含む）
（実態把握調査等） ○平成１６年度調査の実施 ○平成１５年度調査結果（水産物）の公表	（農・水産物の調査を実施予定） → （第１四半期）	→	
（国際対応） ○海外における水銀のリスク管理措置に係る情報収集		→	
○CCFACにおけるリスク管理に関する検討への対応		→	
（リスクコミュニケーション） ○関係者との意見交換	→ （第１四半期に<u>魚食に関する意見交換会</u>を実施） （説明資料の作成）	<u>（ディスカッションペーパーの原案作りに協力）</u> <u>（CCFACに出席）</u>	

○ 水銀対策の実施状況（１５年度）

活動内容	実施状況
○食品の水銀対策検討チームの設置(9/1)	
（実態把握調査等）	
○平成１５年度調査の実施（水産物）	・平成１５年度調査の試料採取・分析を実施し、解析を実施中。 ・公表は１６年度第１四半期に予定。
（水銀のリスク管理の検討）	
○海外における水銀のリスク管理措置に係る情報収集	・海外のリスク管理措置情報を随時収集。 ・コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)に出席（3月22日～26日）。
（リスクコミュニケーション）	
○関係者との意見交換（必要に応じて実施）	・（説明資料を作成中）